

臨床研修制度の見直しに関するパブリックコメントの概要

3月25日現在

意見の項目	ご意見	個人・ 病院	団体	意見に対する考え方
当面の取扱い（激変緩和措置）への対応について	激変緩和措置は24年度から研修を始める研修医の募集から廃止することに賛成する。	1		<p>昨年4月に行った臨床研修制度の見直しでは、研修の質の向上を図る観点から臨床研修の実施を統括管理する基幹型臨床研修病院の基準を強化するとともに、研修医の受入実績がある場合などには、激変緩和措置として1年間指定を継続する取扱いとしました。</p> <p>この激変緩和措置が適用された114の基幹型臨床研修病院について、指定基準を満たしていない項目、病床規模、研修医の受入実績などの状況を検討したうえで、当該措置については、各病院が新しい基準を満たすまでの猶予期間として、平成24年度から研修を始める研修医の募集まで継続した後、廃止することとしました。</p> <p>また、研修医の受入実績のない基幹型臨床研修病院については、研修医に対する指導実績が必要と考えられることから激変緩和措置を適用しないこととしました。</p>
	特に「年間入院患者数3000人以上」の基準要件に関する激変緩和措置については、引き続き平成25年度以降も継続してほしい。	11	3	
	激変緩和措置は次回の制度見直しまで続けてほしい。	19		
	臨床研修病院の実情を調査し評価を加えた上で激変緩和措置を継続するか否かを検討すべき。	14		
	過去3年間に研修医の受入がなくとも、医師の地域偏在の解消のため、医師不足地域の基幹型臨床研修病院など、地域の実情を充分に考慮して、平成22年度は、昨年と同様の激変緩和措置の継続をしてほしい。	5	2	
	現時点で指定基準を満たしていない研修病院であっても、将来的に研修医の確保が見込める又はそのために努力している病院もあるため、過去の受入実績に関わらず、当面の間、激変緩和措置を適用すること。		1	
	「みなし基幹型臨床研修病院」については、過去3年間の研修医の受入実績の有無にかかわらず都道府県内の募集定員の上限値を超えない範囲内で募集を可能とするなどの弾力的な取扱いを少なくとも次回の臨床研修制度の見直し時まで継続していただきたい。		2	
	次回の制度見直しに向け、現在の臨床研修制度の評価を明らかにし、医師の地域偏在と診療科目偏在という課題を対立させることなく解消するため、将来の客観的な医師需給予測に基づき、抜本的な地域別、診療科目別偏在是正策を明らかにし、今回継続された激変緩和措置については、これまで医師養成に果たしてきた役割や地域医療への影響を考慮し、上記の偏在是正策が示されるまでの間、継続してほしい。		1	